

## 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県では、二酸化炭素吸収源の確保対策として、県産材利用住宅等を普及し、間伐等により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止を推進していく。

さらに、県産木材の需要拡大を通じて、林業・木材産業等の活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、県産材及び優良みやぎ材等を使用した住宅を新築及びリフォームする者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、木材費用等の一部として補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。ただし、第2の(14)に定める特定災害により、半壊以上罹災した住宅を再建する場合に限り、合法的な手続を経て伐採された、宮城県産の原木をJAS認定工場で加工した集成材製品等も含むものとする。また、製材品及び集成材については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が宮城県産であることを証明した製品でなければならない。
- (2) 「優良みやぎ材」とは、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。
- (3) 「県産JAS製品」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内のJAS認定工場で加工した木材製品をいう。
- (4) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいう。
- (5) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (6) 「新築」とは、更地に住宅を建てる場合、又は、既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てることをいう。
- (7) 「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるものをいう。
- (8) 「主要構造部材」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。
- (9) 「リフォーム」とは、既存の一戸建住宅等の増改築等を行うものをい

う。

- (10) 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面及び天井面等の仕上げ材として使用される木材をいう。
- (11) 「木製品」とは、木材で作られたテーブルや椅子、その他これに類する製品をいう。
- (12) 新築住宅支援の「事業完了日」は主要構造部が完成した日とする。ただし、内装木質化や木製品を配備の申請をした場合は、補助対象経費の支払いが完了した日とする。
- (13) 住宅リフォーム支援の「事業完了日」は木工事が完了した日とする。
- (14) 「特定災害」とは、宮城県が激甚災害（本激）に指定され、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する第3条、第4条が適用となった災害、及び「被災者生活再建支援法」を宮城県内全域で適用するに至った災害をいう。本事業開始以降に対象となった「特定災害」は、平成23年3月「東日本大震災」と令和元年「東日本台風」が該当する。
- (15) 「子育て世帯」とは、当事業において住宅の支援を受ける方で、0歳から中学校卒業までの子どもを養育している方、もしくは事業完了までに養育することとなる方の世帯をいう。
- (16) 「県外からの移住世帯」とは、現に県外に居住し、事業完了までに当事業の申請地に転入する世帯、もしくは、申請日以前概ね5年以内に県外から県内に転入した世帯をいう。

（交付の対象）

- 第3 補助金の交付の対象となる者は、県内に住宅を建設・リフォーム等する建築主とし、知事が別に定める要件を満たす者とする。
- 2 補助金の交付の対象となる住宅等の基準は、別表第1の（1）及び（2）に掲げるとおりとする。
- 3 県産材及び県産JAS製品、優良みやぎ材の使用については、確認調査を受けるものとする。
- 4 国又は県が実施する住宅の木材費等の補助とは重複は認めないものとする。ただし、本事業との併用が認められている場合はこの限りでない。

（補助金額）

- 第4 補助金額は、別表第1の（2）に掲げるとおりとする。

（交付申請及び交付決定）

- 第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記様式第1号）に別表第2の（1）に掲げる書類を添付し、知事に

申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第6 補助事業者は、申請内容のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書（別記様式第5号）により、速やかに知事に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増額
- (2) 施工業者の変更
- (3) その他知事が必要と認めるもの

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとし、添付する書類は別表第2の(2)のとおりとする。

- 2 前項の補助事業実績報告書は、事業完了日若しくは、廃止の承認の日から30日以内、又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（額の確定及び補助金の交付）

第8 知事は、前条の報告書が提出された場合において、その内容について審査し、適当と認めるときはその額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知し、速やかに補助事業者が指定する口座へ振り込むものとする。

（書類等の整備）

第9 補助事業者は、本事業にかかる書類等については、事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金交付の取消し等）

第10 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助要件に適合しなくなったとき

- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 規則、本要綱の規定に違反したとき

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱（平成 23 年 6 月 23 日施行）は、廃止する。

別表第 1

(1) 補助金の交付の対象となる住宅の基準

(イ) 新築住宅支援

住宅の種類	自ら居住用とするための、県内に新築の一戸建て木造住宅
施工業者	宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者が施工する住宅。
使用部材	<p>主要構造部材に県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上使用する住宅。</p> <p>ただし、特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合には、住宅再建の円滑化に配慮し、主要構造部材に県産材を50%以上かつ8㎡以上使用する住宅。</p> <p>また、県産材を50%以上使用する、住宅の内装、内装と同時に配備する木製品。</p>
施工期間	事業実施年度の3月31日までに主要構造部材の施工が完了（内装・木製品等の補助を申請した場合は施工・配備後に補助対象経費の支払いが完了）し、県産材及び県産JAS製品、優良みやぎ材の使用量並びに現地の確認が可能な住宅。

(ロ) 住宅リフォーム支援

住宅の種類	県内に増改築等する住宅
施工業者	宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者が施工する住宅。
使用部材	<p>主要構造部材の他、内装や外装等に県産材を5㎡以上使用する住宅。</p> <p>ただし、特定災害により一部損壊・床上浸水以上罹災した住宅を再建する場合には、住宅再建の円滑化に配慮し、県産材を3㎡以上使用する住宅。</p>
施工期間	事業実施年度の3月31日までに主要構造部材等の施工が完了し、県産材及びの使用量並びに現地の確認が可能な住宅

(2) 補助金額

(イ) 新築住宅支援

県産材及び県産 J A S 製品、優良品やぎ材使用量に応じて、下記の補助金額を乗じた金額の合計額を補助金の対象額とする。

ただし、上限額を 50 万円とする。

一般（右記以外）			特定災害で半壊以上罹災した住宅を再建する場合
使用材積	補助金額	摘 要	補助金額
県産材 1 m <sup>3</sup> 当たり	28 千円	別表第 2（2）イに定める書類により産地が証明される県産材を使用した場合	新築住宅 1 棟当たり 一律 50 万円
県産 J A S 製品又は優良品やぎ材 1 m <sup>3</sup> 当たり	8 千円	主要構造部材に県産 J A S 製品又は優良品やぎ材を使用した場合に上積みする。	

(ロ) 内装・木製品の配備等

申請した新築木造住宅の内装に県産材を 50%以上使用する場合、下記の補助率を乗じた金額の合計額も補助金の対象額とする。また、同時に配備する木製品に県産材を 50%以上使用する場合も、下記の補助率を乗じた金額の合計額も補助金の対象額とする。

区分	対象経費	一般		子育て世帯又は県外から移住する方	
		補助率	補助金額	補助率	補助金額
内装・木製品の配備	木工事又は木製品配備に要する経費	1 / 2 以内	上限 30 万円	3 / 4 以内	上限 45 万円

※事業費が 30 万円以上のものを対象とする。

(ハ) 住宅リフォーム支援

県産材の使用量に応じて、下記の補助金額を乗じた金額の合計額を補助金の対象額とする。

ただし、上限額を20万円とする。

一般（右記以外）		特定災害で一部損壊・床上浸水以上罹災した住宅を再建する場合	
使用材積	補助金額	摘 要	補助金額
県産材1㎡当たり	28千円	別表第2（2）イに定める書類により産地が証明される県産材を使用した場合	リフォームした住宅1棟当たり一律20万円

別表第2

(1) 補助金交付申請書(別記様式第1号)に添付する書類

(イ) 新築住宅支援

- イ 罹災証明書の写し(特定災害で半壊以上罹災した住宅を再建する場合)
- ロ 県税の納税証明書(申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- ハ 住宅の位置図
- ニ 建築基準法による建築確認済証の写し
- ホ 住宅の配置図・平面図・立面図
- へ 木びろい表(計画)(別記様式第9号及び第10号)
- ト 施工業者の建設業法の許可証の写し
- チ 工事請負契約書の写し
- リ 補助金振込先口座の通帳の写し
- ヌ 内装木質化の施工内容が確認できる書類(見積書, 図面等)  
(内装の補助を利用する場合のみ)
- ル 木製品配備の内容が確認できる書類(見積書, カタログ等)  
(木製品配備の補助を利用する場合のみ)
- ヲ 世帯全員分の住民票等(内装等の補助を利用する場合で, 子育て世帯又は県外から移住する世帯である事を証明できるもの)
- ワ その他知事が必要と認める書類

(ロ) 住宅リフォーム支援

- イ 罹災証明書の写し(特定災害で半壊以上罹災した住宅を再建する場合)
- ロ 県税の納税証明書(申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- ハ 住宅の位置図
- ニ 建築基準法による建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合のみ)
- ホ 住宅の配置図・平面図・立面図
- へ 木びろい表(計画)(別記様式第9号及び第10号)
- ト 施工業者の建設業法の許可証の写し
- チ 工事請負契約書の写し
- リ 補助金振込先口座の通帳の写し
- ヌ その他知事が必要と認める書類



(2) 実績報告書（別記様式第7号）に添付する書類

イ 県産材及び県産 J A S 製品、優良みやぎ材を使用したことを証明する次の書類

種類		添付が必要な書類
製材品	県産材	みやぎ材利用センターが発行した宮城県産材証明書
	優良みやぎ材	みやぎ材利用センターが発行した優良みやぎ材認証書
合板・ 単板積層材 (LVL) 等	県産材	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した、産地の記載のある出荷証明書
	優良みやぎ材	みやぎ材利用センターが発行した優良みやぎ材認証書
集成材	県産材	みやぎ材利用センターが発行した宮城県産材証明書（特定災害で罹災した住宅を再建する場合のみ）
内装	県産材	みやぎ材利用センターが発行した宮城県産材証明書
木製品	県産材	みやぎ材利用センターが発行した宮城県産材証明書
製材品等	県産 J A S 製品	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した、産地の記載のある出荷証明書

ロ 木びろい表（実績）（別記様式第9号及び第10号）

ハ 主要構造部材の施工中及び施工が完了した写真

ニ 内装等の施工中と施工完了後の写真（新築住宅支援で、内装の補助を利用した場合及び住宅リフォーム支援の補助を利用した場合のみ）

ホ 木製品配備の完了写真（新築住宅支援で、木製品配備の補助を利用した場合のみ）

ヘ 県産 J A S 製品の表示がわかる写真（県産 J A S 製品を使用した場合のみ）

ト 優良みやぎ材のシールがわかる写真（優良みやぎ材を使用した場合のみ）

チ 内装や木製品配備の内容及び木工事費等がわかる書類（領収書等）

（新築住宅支援で、内装及び木製品配備の補助を利用した場合のみ）

リ その他知事が必要と認める書類